



広報 峡北

No. 47

平成30年 8月

峡北広域行政事務組合 発行
山梨県韮崎市本町四丁目8-36
☎ 0551-22-3311 編集/総務課
URL <https://www.kyohoku-koiki.jp/>



社会科見学 北杜市立白州小学校4年生の皆さん

火災・救急・救助の出場件数 (平成29年1月~12月)

■火災件数 70件

建物	22件
林野	11件
その他 (車両、その他)	37件
死者	1名
負傷者	3名
損害額	4,842万円

■救急件数 4,343件

急病	2,698件
交通	377件
一般負傷	751件
その他	517件
搬送人員	4,124名
救命センター搬送	263名
山梨県ドクターヘリ搬送	80名

■救助件数 63件

交通事故	35件
水難事故	2件
機械事故	3件
その他	23件



財政状況の公表

峡北広域行政事務組合の財政は、一般会計とそれぞれの目的に応じた3つの特別会計で構成されており、収入のうち一部の使用料・手数料を除き、そのほとんどが葦崎市、北杜市及び甲斐市からの負担金で賄われています。

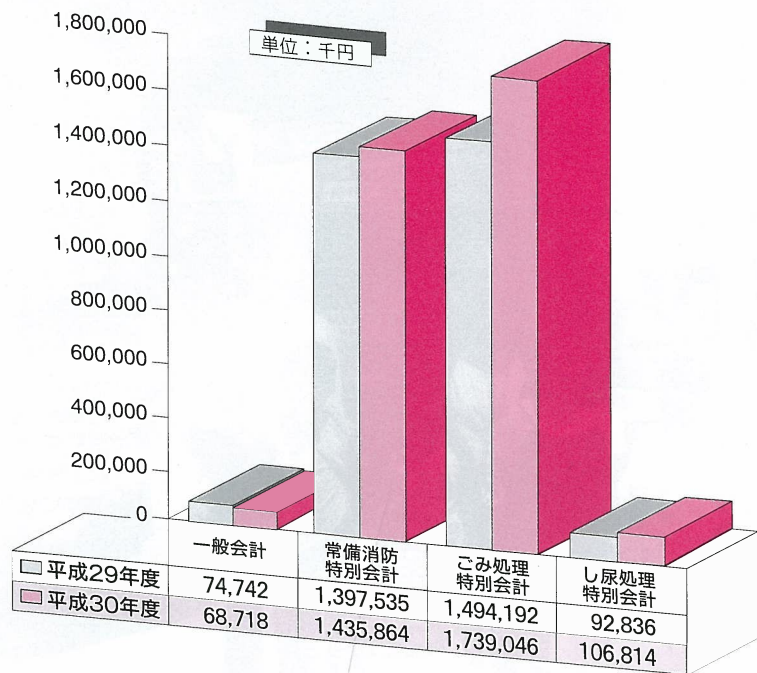
平成30年度当初予算額

33億5,054万2千円

峡北広域行政事務組合告示第3号

地方自治法第243条の3及び峡北広域行政事務組合財政公表条例に基づく峡北広域行政事務組合の財政状況は次のとおりです。

平成30年6月26日 峡北広域行政事務組合 代表理事 内藤 久夫



● 一般会計

組合全体の運営に関する経費です。

● 常備消防特別会計

消防車両等を運用、また防火・防災及び庁舎管理に関する経費です。

● ごみ処理特別会計

可燃物や不燃物、粗大ごみなどの処理及び施設の維持管理に関する経費です。

● し尿処理特別会計

し尿の浄化処理及び施設の維持管理に関する経費です。

会計別市別負担金の状況

(単位:千円)

会計名	平成30年度負担金額				公債費償還に係る普通交付税算入分
	合計	葦崎市	北杜市	甲斐市	
一般会計	66,465	19,640	31,199	15,626	-
常備消防特別会計	1,183,183	334,895	689,207	159,081	35,199
ごみ処理特別会計	1,084,324	321,801	398,464	364,059	124,775
し尿処理特別会計	86,154	38,710	17,120	30,324	-
合計	2,420,126	715,046	1,135,990	569,090	159,974

地方債残高の状況

(単位:千円)

会計名	平成28年度末残高	平成29年度		平成29年度末残高
		発行額	償還元金額	
常備消防特別会計	1,904,149	10,200	128,088	1,786,261
ごみ処理特別会計	527,765	0	292,249	235,516
合計	2,431,914	10,200	420,337	2,021,777

■ 平成29年度情報公開・個人情報保護制度に基づく開示状況について ■

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく公文書及び個人情報の開示状況は次のとおりです。 請求件数0件

住宅用火災警報器 日頃の点検と使用期限

～平成23年に全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。～

設置が義務付けられてから10年が経過しようとしていますので、設置後年数が経過している住宅では次のような点検をお願いします。

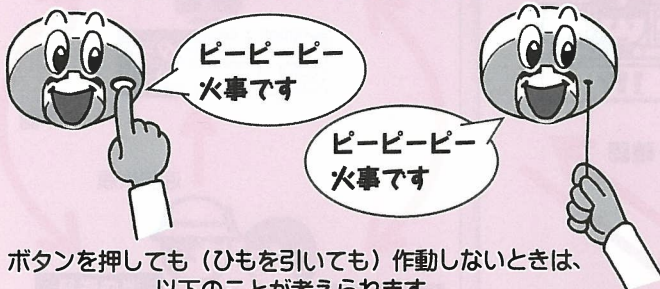
いざという時のために・・・

定期的に住宅用火災警報器の作動状況、警報音を確認しましょう。

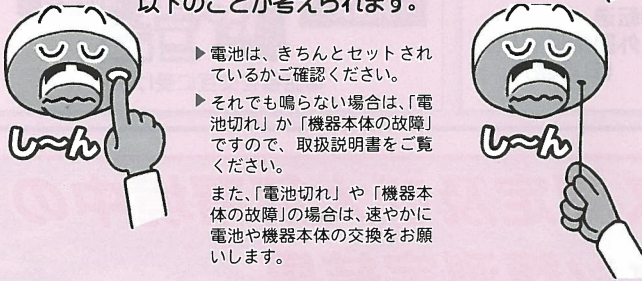


作動確認のしかた

正常なら以下のように鳴ります。



ボタンを押しても（ひもを引いても）作動しないときは、以下のことが考えられます。



10年たったら、とりかえろ。

お宅の火災報知器の話です。



New



Old



住宅用火災報知器は、**10年を目安に交換をおすすめします！**

消防法令違反対象物の公表制度が平成30年10月1日から始まります

■違反対象物公表制度とは？

建物(防火対象物)を利用しようとする方が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるように消防署が把握した「**重大な消防法令違反**」を公表する制度です。

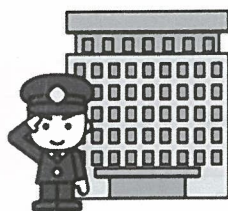
■公表制度の対象となるのは？

劇場、飲食店、物品販売店、旅館、ホテルなど、不特定多数の方が利用し、**消防法で設置義務のある設備(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備)**が該当となる建物を対象としています。

■公表制度の対象となる違反とは？

- 消防法で設置義務がある設備が未設置の場合
- 設置義務のある床面積の過半にわたり未設置の場合
- 設置されている設備の機能に重大な支障がある場合

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。

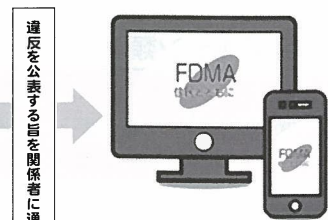


各消防本部の立入検査

法令違反があった場合は・・・



ホームページで公表



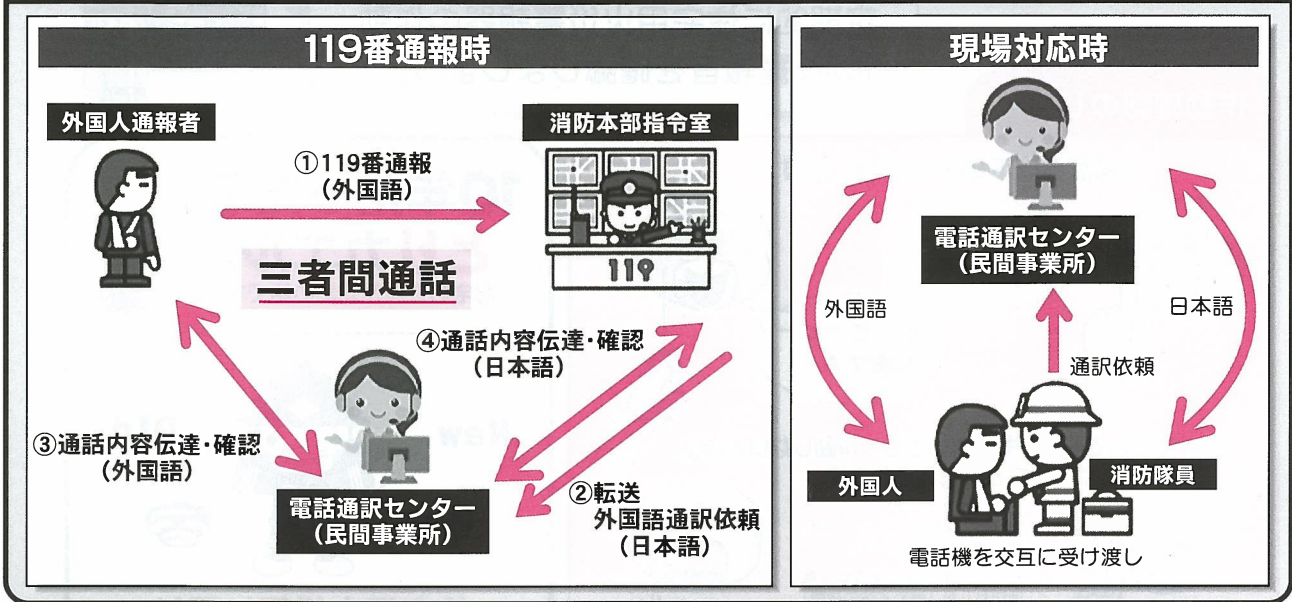
各消防本部のホームページで公表

※運用開始時期、違反及び公表する内容は各消防本部によって異なります。

119番を多言語で対応します(三者間同時通訳)

峡北消防本部管内を訪れる外国人観光客や留学生など、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方からの119番通報及び災害現場での対応を円滑に行うため、電話同時通訳サービスを用いた多言語対応体制が平成30年6月1日から運用開始となりました。

三者間同時通訳の流れ



平成29年度排ガス測定及び大気環境中のダイオキシン類測定結果

峡北広域環境衛生センターは、環境にやさしく安全な焼却施設として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、地元のみなさんとの公害防止協定を厳守し、環境保全の推進に努めております。

平成29年度の検査結果は次のとおりです。

1 排ガス

項目	単位	大気汚染防止法規制値	公害防止協定基準値	検査結果			
				第1回(8月25日) (第1系炉)	第1回(8月24日) (第2系炉)	第2回(12月26日) (第1系炉)	第2回(12月26日) (第2系炉)
ばいじん量	g/m ³ N	0.08	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
硫酸化合物	ppm	54	20	5.6	4.3	3	4
窒素化合物	ppm	250	100	53	58	45	46
塩化水素	ppm	430	100	61	40	27	18

※塩化水素=平成29年度の基準値は25ppm⇒100ppmです。

2 ダイオキシン類

項目	単位	ダイオキシン法規制値	公害防止協定基準値	検査結果	
				第1回(8月25日) (第1系炉)	第1回(8月24日) (第2系炉)
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1.0	0.10	0.00086	0.0041

(調査機関) (株)環境計量センター山梨検査所